

県民の皆様へ重要なお知らせ

薪を燃焼使用した際の取扱いについて

平成24年1月27日

- 県内において薪ストーブを使用した際に発生する灰から指定廃棄物¹の基準値を上回る43,780Bq/kgの放射性セシウムが検出されました。
- 指定廃棄物の基準値である8,000Bq/kgは、埋立作業に従事する作業者の安全基準²として示されたものであり、薪ストーブ等の使用者を対象としたものではありません。
- 薪を燃やした後の灰には最大で薪の182倍の放射性セシウムを含む試験結果が報告されており、灰の取扱いには、十分に注意して下さい。
- 現在、市販される薪の基準値については、40Bq/kg以下の値が設定されております。

1 放射性物質により汚染された廃棄物の内、8,000Bq/kgを超える廃棄物のこと。

2 作業者の安全基準8,000Bq/kgは1日8時間・年間250日の労働時間のうち半分の時間を廃棄物のそばで作業する場合の年間被ばく量1mSv以内とした安全基準値である。

【注意事項】

- 1 薪ストーブ等の掃除にあたっては、灰を吸い込まないようにマスクをするとともに、ゴム手袋を着用してください。
- 2 薪を燃やした後に発生した灰については、庭や畑にまいたりせず、市町村のごみの分別区分に従って処理してください。
- 3 灰が収集されるまでの間、周囲への飛散や雨などによる流出を防止するため、ビニール袋等に入れ、家の裏等人の近寄らない場所に保管してください。
- 4 自宅の薪の放射性物質を測定したい場合には、市町村にご相談下さい。
- 5 排煙による被ばくについては、煙に含まれる放射性セシウム濃度が低いため、影響はありません。

注) 木炭の灰についても同様の取扱いとしてください。

【薪及び灰に関するお問い合わせ先】

福島県県北地方振興局
県民環境部環境課(灰関係)
TEL 024-521-0536
FAX 024-523-2331

福島県県北農林事務所
森林林業部林業課(薪関係)
TEL 024-535-0323
FAX 024-536-9590

最寄りの市役所・役場へ